

自然災害に係る学生納付金等減免 申請要領

このたびの台風19号により、甚大な被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

本学では、自然災害により被災された2020年度入学試験の受験者に対し、入学検定料及び学生納付金の減免措置を行います。

つきましては、「台風19号の被災者への学納金等減免について」を参照し、減免措置を希望する方は、本要領に基づき所定の手続きを行ってください。

1. 対象者

(1) 令和元年台風第19号による被災者

2. 減免に係る日程

申請は出願と同時に行い、合格発表に合わせて採否を通知します。また、採用者は、学生納付金等の納入期限を2020年3月31日（火）まで延長することができます。

入学試験種別	申請期間 (出願期間と同じ)
・指定校推薦入学試験 ・公募制推薦入学試験A日程	11月1日（金）～ 11月11日（月）
・AO入学試験B日程 ・公募制推薦入学試験B日程	11月25日（月）～ 12月6日（金）
・一般入学試験A日程 ・一般・大学入試センター試験併用入学試験A日程	1月6日（月）～ 1月28日（火）
・大学入試センター試験利用入学試験A日程	1月6日（月）～ 1月31日（金）
・一般入学試験B日程 ・一般・大学入試センター試験併用入学試験B日程	2月4日（火）～ 2月17日（月）
・大学入試センター試験利用入学試験B日程	2月4日（火）～ 2月19日（水）
・AO入学試験C日程	2月13日（木）～ 2月28日（金）
・一般入学試験C日程 ・大学入試センター試験利用入学試験B日程 ・一般・大学入試センター試験併用入学試験C日程	2月28日（金）～ 3月10日（火）

3. 出願時の提出書類

自然災害に係る学生納付金等減免申請書の提出にあっては、下表のとおり必要な書類を添付の上、提出してください。

なお、減免措置が適用された場合、入学検定料は全額免除されますが、出願時には検定料を納入してください。減免措置の適用後に返金等の手続きを行います。

被災状況		被災程度	提出書類
居宅の損壊	全壊、全焼、流失、大規模半壊	A	<ul style="list-style-type: none"> ・り災（被災）証明書
	半壊、半焼	B	
	一部損壊、床上浸水	C	
家計状況の変化	災害により学納金等支弁者が死亡又は高度な身体の機能障害等によって、従来の家計収入が途絶、又は半減した場合	A 又は B	<p>以下の3種類全ての書類を提出してください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学納金等支弁者の状況が確認できる書類 <p>(1) 死亡した場合 除籍謄本、死亡診断書など</p> <p>(2) 高度な身体の機能障害等を負った場合 医師の診断書、障害者手帳の写しなど</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計収入の途絶、又は半減したことを確認できる書類 <p>次の(1)及び(2)の書類を両方提出すること</p> <p>(1) 今年1年間の収入額を確認できる書類</p> <p>1) 給与所得者（死亡の場合は不要） 途絶した場合は、離職証明書など 半減した場合は、勤務先が発行する今年の年収見込証明書、月収証明書、給与明細書（3か月分）の写しなど</p> <p>2) 給与所得者以外（個人経営など） 途絶した場合は、廃業等を確認できる書類 半減した場合は、収入見込みを積算した書類</p> <p>(2) 昨年1年間の収入額を確認できる書類の写し 源泉徴収票、確定申告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受験者との続柄を確認できる書類 <p>戸籍謄本（抄本）など</p>
			<ul style="list-style-type: none"> ・田畠が流失等の被害にあったことを確認できる書類 <p>り災（被災）証明書など</p>
			<ul style="list-style-type: none"> ・家計収入の途絶、又は半減したことを確認できる書類 <p>※上記「自然災害により学生納付金等支弁者が死亡し、従来の家計収入が途絶又は半減した」等の提出書類を参照してください。</p>
			<ul style="list-style-type: none"> ・田畠が流失等の被害にあったことを確認できる書類 <p>り災（被災）証明書など</p>